

論 文

生徒に対する検査の合憲性

福 岡 久美子

同志社女子大学・現代社会学部・社会システム学科・准教授

Constitutionality of the Search for Students

Kumiko Fukuoka

Department of Social System Studies, Faculty of Contemporary Social Studies,
Doshisha Women's College of Liberal Arts, Associate professor

Abstract

When courts determine whether the inspections of the students violate the Constitution, what kind of standards should be applied? The United States of America Supreme Court judged *New Jersey v. T.L.O.*, *Vernonia School District 47J v. Acton*, *Board of Education v. Earls*, and *Safford Unified School District #1 v. Redding*. By these judgments, did the Supreme Court establish a constant standard for the procedural right of the students in the schools?

This report reviews a series of lower court judgments wherein the constitutionality of the inspections of the students in the schools became an issue. How Supreme Court judgments were applied to lower court judgments?

Chapter 1 provides a summary of the court of appeal judgments from *T.L.O.* Supreme Court judgment to *Redding* Supreme Court judgment, and Chapter 2 provides a summary of the court of appeal judgments following the *Redding* judgment. In Chapter 3, I reexamine lower court judgments for a deeper understanding of the Supreme Court judgments.

はじめに

学校による生徒の検査は、どのような場合にどこまで許されるのか。検査が合憲か違憲か判断する際には、どのような基準が適用されるのだろうか。これまで、アメリカ合衆国連邦最高裁判所は、*New Jersey v. T.L.O.*¹⁾をはじめ、*Vernonia School Dist. 47J v. Acton*²⁾、*Board of Education v. Earls*³⁾、*Safford Unified School District #1, et al. v. Redding*⁴⁾において判断を行ってきた。これらの判決によって、学校における生徒の手続的権利に関して、一定の基準が確立したと言えるのか。

本稿は、学校における生徒の検査・捜索の合憲性が問題となった一連の判例のうち、*T.L.O.* 最高裁判決から *Redding* 最高裁判決までに下された下級審判決を見ることによって、最高裁判決基準がどのように適用されたのか検討することを目的とする。まず、第1章において、*T.L.O.* 判決後 *Redding* 判決前の控訴審判決、第2章で審理中に *Redding* 判決が下された控訴審判決を概観する。そして、第3章において、*Redding* 判決前の下級審判決を *Redding* 判決の立場で再考し、そのことを通して、連邦最高裁判決の検討・理解をより深めることを試みる。

第1章 T.L.O. 判決後 Redding 判決前の控訴審判決— T.L.O. 判決の2つの基準を適用

T.L.O. 判決は、学校における生徒の検査については、「相当の事由」(probable cause)を要するとまで厳格ではなく、「合理的嫌疑」(reasonable suspicion)があれば足りるとした。まず、検査が着手時において正当であるか、次に、実際に行われた検査の範囲が、最初に介入を正当化した状況に合理的に関係しているかという2つの基準を採用した。

これ以降、生徒の検査に関する事件において、下級裁判所は、T.L.O. 判決のこの基準に従って判決を下してきた。ただ、T.L.O. 事件においては特定の生徒の薬物所持疑惑に基づく所持品検査であったが、検査対象が特定の生徒にとどまらなかったり、疑惑が金銭盗難であったり、検査方法が所持品検査、脱衣検査であったりと、必ずしも同じではなかった。そのため、T.L.O. 基準をそのまま適用するだけでいいのか、検査が厳しくなれば高い基準が必要ではないかといった疑問が生じる。以下に、いくつか下級審判決を概観することとする。

(1) 薬物疑惑による特定人の脱衣検査

(i) Williams by Williams v. Ellington⁵⁾

1988年1月、Gravesカウンティのハイスクールの校長は、女子学生Gingerの母親から電話で、Gingerが別の生徒から薬物を渡されようとしたと告げられた。そこで、校長がGingerに尋ねたところ、タイピングの授業中に、Angela Williamsと他の生徒が白い粉の入ったガラスの小瓶を取り出し、指の先端につけておいをかいでいたのを見た。そして、彼女たちがGingerにも渡そうとしたが、拒否したと答えた。校長はその授業の担当教師に変わったことがなかったか尋ねたところ、Michelleの様子がおかしくて近づくと、インフルエンザだと言っていたと報告した。そこで、校長は、Gingerの話伝えて、もっとクラスの出来事を思い出すように促したところ、

Angelaが提供した人の名と「金持ちの薬」の使用が書かれたノートを見つけたが、冗談だと言われたと報告した。翌日、校長はAngelaのおばと学校カウンセラーとMichelleの父親と話をした。Michelleの父親は娘が薬を使っているかもしれない、最近、家から200ドル持ち出したと言った。その週に、Michelleは校長に他の生徒とそのボーイフレンドがrushを吸入していたと報告したが、彼らは自分たちではなく他の人であると言った。rushの単なる所持は違法ではないが、吸入はケンタッキー州法違反である。

同じ週、Gingerは校長に、彼女たちがまた白い粉を持っていたと告げた。校長は副校長にこれまでのことを話した後、AngelaとMichelleを呼び出した。Michelleはrushの入った茶色の小瓶を取り出し、Kimの物だと言った。2人の少女は他には薬物を持っていないと言ったが、茶色の小瓶はGingerから聞いていた物とは違ったので、副校長はロッカーの中も調べた。しかし、薬はなく、ノートや本にも薬の証拠は見つからなかった。そこで、副校長室で女性秘書の立ち会いの下、Angelaの身体検査を行った。ポケットの中を調べ、Tシャツを脱ぎ、ジーンズを膝まで下げ、肌着のゴム紐を引っ張るように指示し、靴とソックスを脱がせたが、結局、薬の証拠は出なかった。

Angelaの父親は学校区に不服を申し立てたが、学校区は「合理的嫌疑」(reasonable suspicion)があったと決定した。そこで、Williamsは1983条(42 U.S.C.S. §1983)に基づいて、学校区、校長、副校長、監督者、教育委員会の職員に対して、損害賠償と差止め、及び、宣言命令を求めて出訴した。地裁は、検査は違憲ではないと判断した。そして、略式判決(summary judgement)を認め、限定的免責(qualified immunity)に値するとした。Williamsは修正4条および修正14条違反を主張して控訴した。

第6巡回区控訴裁判所は、生徒の検査が憲法上の権利を侵害するかという問題の先例は

T.L.O. 判決であり、他に付加的な判例がないために、裁判所は修正 4 条違反の輪郭を決められずにいると述べた (at 886)。そして、当該事件において、裁判所の多数意見は、検査を行った Ellington 校長の決定は、彼が当時有していた情報に基づいて合理的であり、生徒の人権を侵害しないと信じたのは不合理ではないと判断した。脱衣検査まで行ったが、問題の薬物は肌着にも隠せる大きさなので、肌着に隠していると校長が考えたのも合理的であるとした (at 887)。そして、控訴裁判所は学校職員に限定的免責を認めた。

(ii) **Cornfield ex rel. Lewis v. Consolidated High School District No. 230**⁶⁾

16 歳の Brian Cornfield は、Carl Sandburg ハイスクールの行動障がいプログラム (behavioral disorder program) に参加していた。教師の助手は学校規則に反して学校の建物の外にいる彼を見つけ、担任教師と学生部長にかなり疑わしいと報告した。他の教師とその助手も Cornfield の股のあたりが不自然に膨らんでいたと告げたため、教師と学校管理者がパンツの股の部分に薬を隠していると疑い検査をしようとしたが、Cornfield は抵抗した。Cornfield の要求によって弟の母親 (継母) に電話して同意を求めたところ拒否されたが、検査を続け脱衣検査も行った。しかし、薬などは発見されなかった。

Cornfield は、学校区、教師、学生部長に対して、憲法違反を主張して 1983 条訴訟を提起した。地方裁判所は、教師、学生部長に略式判決を認めたので、生徒が上訴した (at 1319)。

第 7 巡回区控訴裁判所は、以下のように、脱衣検査は修正 4 条の下で合理的であったと判断した。

① T.L.O. 判決において、生徒のプライバシーの利益と秩序の維持という学校の必要性を調和させるためには、修正 4 条の「相当の事由」基準に厳格に従う必要はなく、生徒の行為が校則や法律違反であるという「合理的嫌疑」があ

れば、検査は許されるとされた。

検査が憲法上「合理的」であるか否かは検査の内容による。例えば、異性の教師や管理者による脱衣検査は違憲である。また、未成年者の権利に対する非常に侵害的な違反は T.L.O. 基準に合わない。ロッカー、ポケット、バッグの検査のための「合理的嫌疑」を満たすものでは、脱衣検査には足りない。柔軟な基準は、学校管理者や裁判所に、生徒のプライバシー権よりも秩序維持という学校の利益を重んじることを許す。すなわち、学校で生徒が主張するプライバシーの合法的な期待は一枚岩ではない (at 1320-21)。

検査が T.L.O. 判決の 2 つの基準に合うか判断するには、検査をとりまく状況を注意深く審査しなければならない。Cornfield はハイスクールで行動障害プロジェクトに参加していた。Spencer 教師は、Cornfield は 1990 年 12 月以前に薬をやっており、1991 年 2 月のマリファナの検査では陽性になるだろうと言った。すなわち、1990 年 12 月の薬物リハビリに成功しなかったと Spencer は考えている。また、1991 年 1 月には学校で弾丸を持っているのを発見された。いつかははっきりしないが、バス運転手は、Cornfield が座っていたところからマリファナのおいがしたと証言した。ある生徒は Cornfield がバスでマリファナを吸っていたと言い、また別の生徒は学校に薬物を持って来ていたと証言した。Cornfield 自身、Spencer にたえず薬について考えていたと認めた。教師の助手は、Cornfield が母親の家宅捜索の時に薬をくすねたと言っていたと Spencer に報告した。Spencer は Cornfield の股のあたりにふくらみを見つけた。警察官は、学生部長 Frye に Cornfield がマリファナを他の生徒に売っていたという情報を得たと告げた。しかし、Cornfield はこれらすべての事実を否定した。薬物をくすねてもいないし、マリファナをバスで吸っていないし、学校にも持って来ていない、コカインの尿検査も陰性だったと主張した。彼の母親もバスの運転手が証言した日はバスに

乗っていないと反論した。そして、教師たちは「合理的嫌疑」を立証していないと主張した (at 1321-22)。

積み重ねられた証拠を考慮に入れ、否定的な事例や認識を整理することができる。教師 Spencer や Frye は、他の教師や助手の報告による多くの出来事、自身の観察により、Cornfield が薬を隠していると疑うのは十分合理的である (reasonable suspicion)。次に、検査が許される範囲かどうかの問題となる。16歳という年頃は自分の身体に関して非常に自意識が強く、脱衣検査の衝撃は大きい。脱衣検査が疑いをはっきりさせるために侵害的ではないという結論は、不合理ではない。脱衣検査の方法も、男子更衣室で2人の男性教員によるものであり、しかも直接体には触れていない (at 1323)。薬物も他の禁止物も発見されなかったが、検査が不合理であったと結論づけることはできない。

② (限定的免責)

Spencer と Frye は限定的免責に値することを根拠に summary judgement を求めた (at 1323)。

Monell v. Dept. of Social Services of New York において、単に、職務の範囲で不法行為をした人を雇ったというだけでは、1983条訴訟で教育委員会を含む市は雇用者責任を負わないとされた。政府の政策または習慣の執行による損害に対して、責任を負わなければならない場合がある⁷⁾。市の責任を追及するためには、政策の実施が憲法違反の背後の「原動力」であったと示さねばならない⁸⁾。そのために、原告は、自治体または立法機関の公式の宣言、代理権に従った機関の行為、最終決定権を有する個人の行為、不作為、習慣をみる。

第三者からの情報は、学生部長自身の情報を補強する。Cornfield が学校に薬を持ってきた、過去に Cornfield が薬を配っていたという他の教師、生徒、警察からの情報は、担任教師、学生部長が、Cornfield がパンツの股に薬を隠していると合理的に疑うには (疑いは間

違っていたが)、十分である。第7巡回区控訴裁判所は教師と学生部長に限定的免責を認めた。

(iii) Phaneuf v. Franiken⁹⁾

2002年、ハイスクールの最上級生がキャンパス外のクラスピクニックに行く計画をたてていた。出発前に、学校職員が、安全性の目的で生徒の鞆を検査したところ、Phaneuf の鞆にたばこを一箱見つけた。彼女は18歳以上だったので、たばこを合法的に所持することはできるが、学校は学生が学校にたばこを持って来ることを禁じている。別の生徒が体育の教師に、Phaneuf は検査の間、パンツの中にマリファナを隠していると話していたと伝えた。体育教師はこの情報を校長に報告した。体育教師も校長も、普段から学校職員を手伝うこの生徒の情報は信用できると思ったので、Phaneuf を保健室で尋ねたところ否定された。校長は学校の代用看護師に下着の中を調べるように指示したが、看護師が脱衣検査をすることを躊躇したので、母親に電話をして、学校に来て検査してくれと頼んだ。母親を待っている間に、鞆からたばこライターを見つけた。母親は、最初、脱衣検査を拒んだが、警察に通報すると言われて承諾した。カーテンで仕切られたところで、シャツをあげ、ブラジャーを下げ、スカートを脱ぎ、ショーツを下げさせたが、マリファナは見つからなかった。母親が彼女を家に連れ帰ったが、後に戻ってきたので、校長はピクニックに参加させた。

Phaneuf は、脱衣検査による修正4条と州法違反を主張してコネチカット上位裁判所に出訴した。学校職員は、脱衣検査は合理的で限定的免責に値するとして summary judgement を求めるために、コネチカット地方裁判所に事件を移した。

地方裁判所は、T.L.O. 基準の下、検査は合理的であるとして、修正4条違反を否定した¹⁰⁾。「公立学校職員による生徒の脱衣検査は、所持品検査よりも高い審査」に服すると述べた (at 78)。しかし、T.L.O. 判決に基づいて、検査は開始の時も範囲も合理的でなければならな

い (at 80, 82)。地裁は2分枝審査を行った。まず、教師が鞆の検査をする「合理的嫌疑」があったと認めた。なぜなら、信用できる生徒からの情報を得、Phaneufは過去に規律上の問題があり、マリファナの所持を否定したPhaneufの態度に疑いをもったからである。さらに、たばこライターを発見したことは、禁制品を持っているだろうという「高レベルの疑惑」を生み出した。地裁は、脱衣検査はPhaneufの年齢と性、違反行為、検査方法に照らして合理的であるとした。

控訴裁判所は、T.L.O. 基準の下、検査は修正4条違反であるとした (at 600)。T.L.O. 判決で基準とされた「合理的嫌疑」ではなく¹¹⁾、脱衣検査の侵害性が強度なため、高い基準の疑惑が求められる¹²⁾。当該事件において、仲間の生徒からの情報、Phaneufの過去の規律問題、否定の仕方が疑わしい、たばこを所持していた事実という4つの要因だけでは、脱衣検査を正当化するのに必要な「合理的嫌疑」を満たすのに不十分であるとした (at 597)。特に、生徒からの秘密情報は、学校職員による付加的な検査を正当化するが、脱衣検査を正当化しない (at 598-599)。そして、地裁は限定的免責問題にたどり着けなかったため、差戻し審で問題を解決すべきだとした。

(2) 窃盗疑惑による特定人の脱衣検査

Jenkins ex rel. Hall v. Talladega City Board of Education¹³⁾

小学2年生の少女が、財布から7ドルなくなったと教師に告げた。クラスメイトのJenkinsがMcKenzieのリュックサックにお金を入れたと他の生徒が告げたため、教師がリュックサックを探したがお金は見つからなかった。教師は2人の少女と盗みに加担したと言われる男子生徒を呼び出して尋ねたところ、その2人は互いがやったと批判した。まず、鞆、靴、靴下の中を調べてから、カウンセラーと一緒にトイレに連れて行き、個室に入って下着を足首のあたりまで脱ぐように言った。結果、何

も出てこなかったため、質問するために3人を校長室に連れて行った。男子生徒がロッカーの後ろに隠したと言ったが、そこにもなかった。少女達をトイレに連れて行き、もう一度着衣を脱ぐように言った。

両親が教育委員会に不服を申し立てた。教育委員会は学校を支持したので、彼女たちと両親は、教育委員会、教師に対して、脱衣検査によって合衆国憲法修正4条および14条、公民権法タイトルセブン¹⁴⁾、1972年教育修正のタイトルナイン¹⁵⁾、アラバマ州不法行為法等の違反を主張して、1983条(42 U.S.C.S. §1983)訴訟を提起した。北部アラバマ連邦地裁は、原告の主張をすべて否定し、被告たちは限定的免責に値する等の理由で、略式判決を認めた (at 823-24)¹⁶⁾。控訴裁は、一部認容、一部棄却した。すなわち、クラスメイトの批判を根拠に2人の少女の脱衣検査をした2人の教師は、修正4条に基づく限定的免責に値しないとしたが、その他の略式判決を認めた¹⁷⁾。

第11巡回区控訴裁判所は再審理し、次のように、修正4条の主張に関して限定的免責を認めた¹⁸⁾。学校における生徒の検査に修正4条を適用する法理は、明確に発展しなかった。T.L.O. 判決は学校検査に関する唯一の先例であると示すことによって分析を始めた (at 824 n.1)。裁判所は、学校職員は検査がT.L.O. 判決で設定された合理性 (reasonableness) の基準を超えたと当然わかっていなければならなかった、という原告の主張を認めなかった (at 824)。T.L.O. 判決は「具体的な事情が学校職員に直面したとき、列挙された事実がどう作用するかについて、説明も指示もヒントも示していない」 (at 825)。学校職員は、特定の事実に適用されない一般的な法定義を解釈できる必要はない。当該事件における少女は8歳でまだ幼いので、脱衣検査にそれほど抵抗はなく、プライバシーの必要性も低い。問題となっている検査は、合理的な学校職員にとって「生徒の年齢や性、違反の性質に照らして過度に侵害的である」ことが明白であるとは信じられない¹⁹⁾。

よって、控訴裁判所は、学校職員の行為は法的に許されないものであるとは言えないという理由で、限定的免責を認めた (at 828)。

(3) 金銭紛失による全員の脱衣検査

(i) *Thomas v. Roberts*²⁰

1996年10月に5年生のクラスで、26ドルが入った封筒が教師の机からなくなった。教師は、副校長から子供たちを調べる許可を得て、男女に分かれて数人ずつトイレで、男子は男性教職員が、女子は女性教職員が、下着をはずして脱衣検査を行った。そのうち、13人の生徒が、検査を行った学校教職員、副校長、学校担当警察官、学校区、ジョージア州クレイトン・カウンティに対して、合衆国憲法修正4条、ジョージア州憲法、州法違反を主張して訴訟を提起した。地裁は、検査は違憲であるが、教職員については限定的免責に値するとした²¹。控訴裁判所もまた、学校区とカウンティは責任がないとした上で、略式判決を認め、宣言判決及び損害賠償を否定した地裁判決を支持した²²。しかし、最高裁判所が、*Hope v. Peltzer*²³に照らして再審理せよと破棄差し戻し、控訴裁判所で審理された (at 952)²⁴。

第11巡回区控訴裁判所は、以下のように、*Hope*事件は、この事件の結論を変更するものではないと判断した。原告は、当該事件においては「個別の嫌疑」が必要であったと主張する。*T.L.O.*判決は、侵害されるプライバシーが最小限のとき、プライバシーの保護が確保されているときに、「個別の嫌疑」の例外が認められると述べた。また、最高裁が「個別の嫌疑」なく検査を行うのを認めたのは、運動部員の薬物検査を最小限に行うときであった²⁵。原告は、連邦最高裁が *Hope* 判決を出したのは、学校区に限定的免責を認めるべきではないからであると主張した。それに対して、被告は侵害された権利が明白なのは、合理的な人なら権利を侵害していると理解できる場合であると主張した²⁶。

Hope 判決が示すのは、限定的免責の重要な

問題は、州法が教職員達に違憲であると公正で明確な警告をしたか否かということである。

T.L.O. 判決は、学校検査が合理的であるためには「個別の嫌疑」が必要かという問題にふれずに、一般的な合理性のテストを採用した (at 953)。上述の *Jenkins* 判決²⁷を引用して、*T.L.O.* 判決は学校における異なる状況での修正4条の輪郭を確立してはいないと判断した。よって *T.L.O.* 基準では、当該事件における脱衣検査が違憲であるとは言えない。

一般的な基準を個別の事実に適用する判例法は、普通、公正で明白な通知を与えるものとして必要である (at 954)。しかし、*Hope* 判決は、あまり確固たるものを示していない。また、検査は、たとえ判例法がなくても違憲だと職員に警告できるほどひどくはない。職員は限定的免責に値するとした (at 955)。

(ii) *Beard v. Whitmore Lake School District*²⁸

ハイスクール生が、2時間目の体育の授業中に、ダンスパーティーのお金が盗まれたと体育の教師に告げた。学校長が休みだったため、校長代理が窃盗の報告を受け、警察に通報し、2人の女性教員と1人の男性教員に手伝うように指示した。女性教員は、女子生徒と一緒に体育館と女子生徒の鞆の中を探し、男性教員は、男子更衣室でロッカーと男子生徒の鞆の中を探すとともに、シャワー室で男子生徒から1人ずつ検査を始めた。各少年はパンツと下着を下げ、シャツを脱いだが、体には触れられていない。約半数の男子生徒の検査が終わった後で警察官が到着したが、生徒を取り調べるのは警察官よりも教師の方がずっと自由なので、教師に検査を続けるように言った。警察官の指示で、女性教員が更衣室で女子生徒も調べた。円になって立ち、シャツをあげ、パンツを下げたが、下着までは脱がなかったし、体にも触れられなかった。約5人の女子が調べられたが、お金は見つからなかった (at 601-602)。生徒たちは教師と警察官に対して、脱衣検査は修正4条違反であると主張して、42 U.S.C.S. §1983に

基づいて訴訟を提起した。限定的免責の主張に基づく略式判決が否定されたので、被告が控訴した。

第6巡回区控訴裁判所は、次のように、脱衣検査は修正4条違反であると認めたと認めたが、限定的免責を否定した地裁判決を覆した。控訴裁判所は、検査の範囲を考えるにあたって、*Vernonia School District 47J v. Acton*²⁹⁾において示された3つの要因を挙げた。すなわち、「個別の嫌疑」なしになされた検査を評価するために、(1) 生徒のプライバシーの合法的な期待、(2) 検査の侵害性、(3) 検査に見合う学校制度の必要性の深刻性を検討することである³⁰⁾。

非常に侵害的な検査の性質、検査がお金を探すために行われた事実、「個別の嫌疑」の欠如、お金の捜索に関する同意の欠如に着目した。特に、男子生徒の個別の直接の脱衣検査は、ハイスクールの生徒によって普通予測される程度を越えている。学校職員が、「個別の嫌疑」なく20人以上の生徒を検査した時に、自由な雰囲気を持続するという学校の利益は損なわれた。女子生徒の検査も特に他の生徒もいるところで行われたので、同様に不合理である。職員が検査を不合理にする要因を知っていたなら、女子生徒の検査を命じる行為もまた違法である (at 604-606)。しかしながら、当時の法が「検査は当該事件において特定の状況下で不合理であると明白に確立」していなかった (at 606)。さらに、*T.L.O.* 判決と *Vernonia* 判決は学校検査の基本原則を示したが、「当該事件において行われた検査が不合理であると学校職員が知っていた、もしくは知っているべきであったという結論に必要な指導を提供していない」 (at 606)。よって、職員は限定的免責に値するとした。

第2章 Redding 判決後の控訴審判決

校則違反の薬の所持疑惑に対する脱衣検査が問題となった *Redding* 判決では、鞆や着衣の検査と脱衣検査とは「範疇的に異なる」と認められ、当該事件において脱衣検査は違憲と判断

された。脱衣検査をするためには、上着や所持品検査を超えた権力行使を正当化する要件が必要であるとされた。例えば、脱衣検査を正当化できるほど、疑われている薬物の危険性が高いこと、下着の中に隠しているという「個別の嫌疑」が必要で、検査手段も着手時に侵害を正当化する状況の範囲に合理的に関連しなければならない。合理的な範囲といえるためには、生徒の年齢・性別、違反行為の性質に照らして過度に侵害的であってはならないとした。

以下に、*Redding* 判決確定時に係争中であった控訴審判決をみることにする。

*Misty Knisley v. Pike County Joint Vocational School District*³¹⁾

2人の生徒が看護の時間に、現金とクレジットカード、ギフトカードがなくなったとインストラクターに告げた。そこで、この部屋にいた15、6人の生徒が手を見せながら座るように指示された。生徒は1人ずつ部屋に入れられ、財布や本の間、靴、靴下、ポケット、ロッカーを調べられた。ある生徒が、別の生徒がブラジャーに隠すところを見たと告げたため、生徒達を洗面所に連れて行き、ブラジャーを外してふらせ、ショーツをもものあたりまで下ろさせた。11歳の生徒が違憲的な脱衣検査を受けたと主張して、学校区、教職員達を相手に、損害賠償請求と宣言判決を求めて訴えを提起した。被告は、限定的免責に値するため、略式判決を主張したが、地裁は *Beard v. Whitmore Lake School district* に従って認めなかった³²⁾。*Beard* 事件において、当該事件と類似の事情での生徒の検査は、不合理で修正14条違反とされたのであった。

控訴裁判所は、以下のように判示して検査を違憲とした。検査は着手時においては正当だが、検査範囲で不合理である。検査はプライバシーの主観的期待の深刻な侵害であるのは疑いない³³⁾。生徒達は衣服を脱いだ体に重要なプライバシーの利益を有する³⁴⁾。被告は、生徒達は検査施策の生徒ハンドブックに基づいて検査に同意したと主張した。しかし、双方の同意が

なければ、ハンドブックの施策は原告のプライバシー権放棄に影響しないが³⁵⁾、原告の中には検査施策を知らず、検査が許されると理解していない者もいた。また、被告は、原告が検査に反対せず、電話して両親の同意を得ることも求めなかったと述べた。しかしながら、少なくとも1人の生徒は検査に反対したが、従わなければならないと言われ、また、別の生徒は、検査後に母親に電話するよう頼んだが拒否された。

被告は、生徒達は肌を露出していないし、自分たちは下着をとるよう要求しなかったし、触れてもないと主張した。生徒達は看護師の服を着ていて、背中はおおわれておらず、ブラをはずすときにお腹を露出した生徒もいた。下着も、もものあたりまで下ろすだけで許された生徒もいれば、くるぶしのあたり又はその下まで下げさせられた生徒もいる。下着を着用していなかった生徒もいれば、ビキニタイプやブーティショーツをはいていた者もいた。Beard事件における女子生徒の捜索に似ていたが、ブラを持ち上げるように要求されなかったことと、1人の職員の前で1人ずつ調べられたことがBeard事件とは異なっていた³⁶⁾。Beard事件で裁判所が述べたように、「現金を探す捜索は、薬物や武器のような生徒の健康や安全に脅威をもたらすものを探すより、政府利益は少ない」³⁷⁾

「個別の嫌疑」がなくクラス全員を検査するのは、被告の利益を減少させる。被告は、窃盗が授業中に起こり、誰も教室に残っていなかったため、生徒全員に「個別の嫌疑」があると主張する。この議論は、他の生徒達が写真を撮るために部屋に入ったという事実によって断ち切れなくなった。それに、「個別の嫌疑」は、同じ場所にたまたまいた人たちよりも、特定の人に非行の疑いがあると示すのである³⁸⁾。Beard事件においても、授業中にお金がなくなった。特定の生徒が窃盗したと疑う理由がないので、「個別の嫌疑」がなく(at 981)³⁹⁾、検査の合憲性を支える事実は否定された。

Beard判決に基づく、原告の捜索範囲は合理的ではないという結論になる。原告はプライバシーの合法的期待を有し、同意せず、検査はかなり侵害的で、「個別の嫌疑」もない。よって、検査は原告の修正14条に基づく権利を侵害した。

被告の行為が法律または憲法上の権利を侵害しなかったなら、限定的免責に値するかもしれない⁴⁰⁾。合理的な職員なら自分の行為が権利の侵害だとわかるほど、権利の範囲が十分明確でなければならない⁴¹⁾。

被告は、Beard事件から検査が違憲であるとわからなかった。検査された生徒の数、場所、脱衣の程度、「個別の嫌疑」の存在により、Beard事件を当該事件と区別した。控訴裁判所で審理中にRedding最高裁判決が下され、連邦最高裁は、このRedding基準に照らして本件を検討するように要求した。Redding事件では、職員は限定的免責が認められた。なぜなら、同様の条件下で生徒の脱衣検査が違憲であると明確に確立した法はなく、同様の事件に関して控訴裁判所の判断は分かれていて一致していなかったからである(at 2643-44)。しかし、生徒の脱衣検査に関する控訴裁判所判例は、2005年初期のBeard事件で確立したので、Beard判決を肯定するようにRedding判決を解釈すべきである。よって、本件においては、検査は違憲であり、被告は限定的免責に値しないとされた(at 982-83)。

第3章 Redding判決の下での再考⁴²⁾

Redding判決以前に確定した事件が、もし、Redding判決後に訴訟がなされていたとすれば、先例であるRedding判決に拘束されることとなる。

そこで、下級審判決を概観し、Redding基準の下で再検討を試みる。

I Doe v. Renfrow⁴³⁾

(1) 事実の概要・判旨

ハイスクールにおける生徒によるアルコール、

マリファナ、PCP（麻薬）使用に対する対策として、学校職員は法執行官と共同で、告知なしに麻薬探知犬を教室に入れる計画を立てた。この捜索で発見した証拠は裁判では使わないが、学校の懲罰には使用すると同意していた。探知犬は約 50 人の生徒に注意を喚起し、うち 11 人の生徒についてはポケットや鞆の中を空にした後も反応したため、脱衣検査を行ったが、薬物も禁止品も見つからなかった。ジュニア・ハイスクール生 Diane Doe が、脱衣検査を行った学校職員に対して、修正 4 条違反を主張して訴訟を提起した (at 1017)。

裁判所は、次のように述べて、脱衣検査を違憲とした。学校職員は薬物使用を禁じた学校規則に違反している生徒がいると信じる合理的な理由を有し、犬が反応したことによって原告には「個別の嫌疑」があったため、ポケットを調べたことは修正 4 条違反ではない。しかし、脱衣検査は別問題で、次のように、プライバシーの「個人の基本的な正当な期待」(individual's basic justifiable expectation of privacy) の侵害であるため違憲である。その生徒が禁止品を所持していると信じる合理的な理由を示す事実が存在する場合にのみ許される。しかし、当該事件において、犬の反応だけでは脱衣検査をする合理的な理由としては不十分である (at 1024)。なぜなら、犬は禁止品自体ではなくにおいに反応したのだから、他の人の使用によって服においがついた可能性もあるからである (at 1017)。

(2) 検討

この判決は T.L.O. 判決より以前に下された。脱衣検査で薬物が発見されなかったために、犬は服のおにおいに反応したのであり、服の下に薬物を隠していると信じるのは不合理であると判断された⁴⁴⁾。しかし、これは結果論であり、犬が反応した時点で、学校職員が脱衣検査もせずに、服のおにおいに反応したと知ることができたであろうか。

以下に、Redding 判決に基づいて、Doe 事

件を検討する。

(i) Redding 判決だけが正当な分析基準をもたらすのか、それとも、T.L.O. 判決の 2 分枝テストによって補われるべきか⁴⁵⁾。一般に、脱衣検査事件で T.L.O. 基準が Redding 基準とともに使われるとして、検査の合理性は内容と範囲、両方で評価されなければならないと考えられている。Doe や Redding 事件などでは、脱衣検査は初期の検査に関する判例とは異なっている。まず、着手時に正当でなければならず、脱衣検査の合憲性は着手時の侵害から分離して評価されることはできない (at 990)。

最初の侵害は犬が Doe のにおいをかぐことである。もし、犬による探知が「搜索」でなければ、修正 4 条の問題ではないことになる。Doe 事件において裁判所は犬がおにおいをかぐのは搜索ではないとしたが、Horton ex rel. Horton v. Goose Creek Indep.Sch.Dist.⁴⁶⁾ や B.C. ex.rel. Powers v. Plumas Unified Sch. dist.⁴⁷⁾ などにおいて、連邦控訴裁判所は、修正 4 条に規定する「搜索」と認めた。しかし、連邦最高裁判所では、犬が荷物の探知するのは修正 4 条の搜索であるとされたが、人の探知は問題となっていない。このように、控訴裁判所はこの問題に関して分裂しており、連邦最高裁判所の判断が待たれる (at 990-991)。

次に、もし、犬による探知が「搜索」なら、「合理的な疑い」によって判断されるべきである。Doe 事件において、学校は学校での薬物問題に利害を有すると認められたが、生徒の身体全体の大規模な検査が合理的かについては明らかではない。最高裁は、Vernonia School dist. 47J v. Acton⁴⁸⁾ や Board of Education v. Earls⁴⁹⁾ において、マリファナを含む薬物の不特定な搜索のための「合理的な疑い」があると認めたが、Doe 事件のようにマリファナのためだけに生徒の身体全体を検査したのではなかった。生徒の集団全体を犬によって探知する無差別性は、脱衣検査を含まない事件において、このような搜索を不合理だとする主要な根拠と認められた⁵⁰⁾。よって、犬による探知が脱衣検査につ

ながる Doe のような事件では、不合理と判断されるのはより容易であると言えよう。他方、Acton 事件と Earls 事件を、生徒の身体全体を犬で無差別に探知するのを必然的に禁ずるものと読む理由はほとんどない。たとえ犬による探知が搜索となるとしても、学校における薬物の害悪性、発見のための犬の有効性、犬による探知の最小限の侵害性に照らして合理的かもしれない。もしそうなら、マリファナ所持の発見に犬を利用することは、「着手時に合理的」であると思われる。裁判所は犬による探知が合理的だとして、Doe 事件において生徒がマリファナを所持または吸うと信じるために、「合理的な疑い」おそらく「相当の事由」さえ認めた⁵¹⁾。(ii) 脱衣検査についても、Redding 事件の 2 つの要因の下で合憲と判断したが、基準は不明確である。学校職員は、マリファナを持っている可能性は教育環境に危険をもたらすこと、服の下にマリファナを隠していると信じる理由があることの両方を示す必要があるか、それともどちらかだけで十分か？ Doe 事件は両方の分枝の証拠を挙げたが、搜索のための十分な理由と言えるか否かは明らかではない。よって、Redding 事件の 2 つの要因、すなわち、危険性と下着の中に隠していると信じる根拠を検討する。

① 危険性——学校職員は、マリファナを所持すると考えたから脱衣検査をした。Acton 判決と Earls 判決によると、不特定者の尿検査を正当化するのに十分深刻でなければならないので、学校で違法な薬物所持の可能性を発見しなければならなかったが、マリファナは脱衣検査を正当化するほど十分な危険をもたらすと言えるか？ Redding 判決は、ピルの危険性は脱衣検査を正当化するのに十分な危険をもたらさないが、もし、大量の処方箋のイソプロフェンまたは処方箋なしで買えるアドヴィルまたはアレヴェだったら十分だと提示した。

薬物の量は次の 2 つの理由に関係する。すなわち、過量投与は身体的害悪を与え、大量所持は他の生徒に分配する意図の証拠である。大

量のマリファナは、大量のアドヴィルやアレヴェよりも危険が少ないが、校内でマリファナを配布する危険性は、アドヴィルやアレヴェよりも高いとも言えよう。その場合、Doe 事件において危険性があるかどうか、どうやって判断できるのか？ 犬による探索はマリファナの可能性を示したが、量を示すことはできなかった。学校職員は、犬が大量の物が入った袋などに反応したかわかる方法がない。他方、学校でのマリファナの存在は、量に関係なく、Redding 判決で示された危険をもたらすのか。処方箋が不要な薬物とは異なり、マリファナの所持は少量であっても犯罪である。学校の権力者は、生徒が非行少年や犯罪者になることから保護する利益を有する⁵²⁾。学校でマリファナを所持する生徒は、校外で所持するのと同様、犯罪行為に対する法執行に従う。学校で生徒からマリファナを取り上げると、校外の行為も防ぐことになる (at 993–996)。マリファナは犯罪に関わる禁止品だから、学校権力者は付加的な利益を有する。法律に従うよう生徒に教えることは、よい市民になるのを学ぶ基本である。また、違法薬物の魅惑は、規則に反抗する傾向の兆候として、生徒にとって魅惑的に感じるかもしれない。生徒を薬物にかりたてる傾向と影響があるとすれば、少量のマリファナでも危険とみなされるのは簡単であろう。

② 禁止品を下着の中に隠していると信じる理由の要因——Redding 基準が分離か合同か明らかではなく、Doe 事件におけるマリファナのおそれが、Redding 事件で示された危険性を満たすか不明確なので、Doe 事件における脱衣検査の合憲性を判断するためには、2 つ目の「下着の中」要因を評価する必要がある。もし、犬による探知の証拠が間接的だと考えられるなら、一般的な修正 4 条問題として、脱衣でない搜索をするための「合理的な疑い」または「相当の事由」として、それ以外の直接証拠が特に必要とはされない。脱衣検査が特に若い人々に屈辱を与えると認識されていれば、それを正当化するためにはもっと厳格な証拠基準が必要で

あろう。犬が反応したという事実は、学校職員が Doe は服の下にマリファナを隠していると信じる理由となる。分離基準では、マリファナが危険でないとしても Doe の脱衣検査は合憲となるだろう。

警察が関与していたとはいえ、Doe の検査は学校規則に基づいて学校から薬物を排除するために行われたのである。学校の検査が、警察官によってあるいは学校職員と法執行官と一緒に行われたときには、学校職員だけの時よりも、修正 4 条審査はより厳格に行われなければならない⁵³⁾。

犬による探知自体は「搜索」ではなく、また、たとえ搜索だとしても「不合理」ではないと仮定する。もし、Redding 判決が分離基準をとるなら、マリファナが Redding の危険性を構成するか、または、犬による探知が服の下に禁止品を隠していると信じる理由となるなら、「搜索」は合憲である。もし、Redding 判決が合憲基準をとるなら、2つの要件、すなわち、マリファナの危険性と所持を信じるための十分な理由の両方とも満たさなければならなくなる。このような不明確性故に、多くの人は、Doe 事件で違憲判決が出たのは間違いかもしれないと述べている⁵⁴⁾。

II Galford v. Anthony⁵⁵⁾

(1) 事実の概要・判旨

学校の就業時に教師の財布から現金を盗んだ疑いで、生徒が脱衣検査をされた事件である。ウェストバージニア州ポカホンタスにおけるマーリントン中等学校で、教室に誰もいない間に、机の下に置いていた教師の財布から 100 ドルがなくなった。14 歳の Mark は不法侵入の罪で保護観察中であり、また、現金がなくなったとき教室に 1 人でいたと思われるため、学校職員は彼を疑った。Mark は教室に 1 人でいたことは認めたが、窃盗については否定した。学校のソーシャルワーカーは、ポケットとソックスの中を調べたが何も見つからず、下着の中に隠したに違いないと校長に報告した。校長は

Mark を男子洗面所に連れて行き、パンツを下げ、下着をひっぱるように言い、それに従った結果、Mark の下着の後ろになくなった 100 ドルが見つかった。Mark は盗んだことを認め、教師にお金を返して謝罪した。

教師は刑事手続きを始めた。下級裁判所は、脱衣検査で得た窃盗罪の証拠を排除すべきだという上訴人の申立を否定した。また、非行少年として、ウェストバージニア州セーレムの若者のための労働の家 (Industrial Home for Youth) がふさわしいとした。

保護観察を否定され、1 年間、犯罪者の処置を管理する部門 (Department of Correction) におかれた。裁判所は執行を猶予し、18ヶ月の保護観察となり、保健福祉省 (Department of Human Service) の監護下におかれた。

Mark は、脱衣検査は過度に侵害的で合衆国憲法修正 4 条とウェストバージニア憲法第 3 編第 7 条に違反すると主張して、証拠排除を申し立てた。

ウェストバージニアでは、下記の学校検査の問題におけるリーディングケースは、生徒のロッカーおよびその中の持ち物に対するプライバシーの期待を示す。State v. Joseph T.⁵⁶⁾ において、副校長は、校則に違反してロッカーにアルコールを隠していると疑うのに合理的な理由を有していたため、マリファナを発見する結果となったロッカーの検査は、不合理な検査を排除する生徒の憲法上の権利を侵害するものではないとした。「学校職員が権威下にある生徒を検査するのに令状は必要ではない」⁵⁷⁾

〈Brotherton 裁判官による判決〉

Mark が、誰もいない教室に近づいたこと、窃盗で 2 年間の保護観察にあることにより、なくなったお金を持っているという合理的で「個別の嫌疑」があるため、ポケットとソックスの検査は T.L.O. 判決の第一分枝である「着手時に正当」で合理的であるとした (at 45)。

しかしながら、特定の検査の範囲が合理的か否か問題となる。連邦憲法第 4 条及びウェストバージニア州憲法第 3 編第 6 条により、不

合理的な捜索は許されず⁵⁸⁾、T.L.O. 連邦最高裁判決における「合理性」の基準に基づく。続く脱衣検査は「過度に侵害的な」検査であるが、連邦最高裁はいまだ生徒の脱衣検査について判断しておらず、T.L.O. 事件においても合理性の基準が脱衣検査に適用されるか示していない。

脱衣検査は、普段、下着によって隠されている身体の部分の検査を含んでいる。原告は過度に侵害的な脱衣検査であると主張したが、州は恣意的なものではなく、武器、薬物、窃盗の証拠を学校で探すときには、限定的に脱衣検査も許されると主張した。

州は、この議論を支えるために次の2つの事件を挙げた。まず、*Rone By and Through Payne v. Daviess County Board of Education*⁵⁹⁾ である。15才の少年が2人の男性職員の前で校長によって検査された。その前日、この生徒はスクールバスの中で2人の女子生徒にマリファナを渡した。彼がマリファナを栽培し、吸引し、他の生徒に渡したことを認めたので、校長は所持を疑って、パンツと下着をももまでおろすように言った。彼はそれに従って下ろしたけれども脱がず、完全に脱いだのはジャケットと靴だけである。検査の間、乱暴に触られることもなかった。裁判所は、下着は「最も隠される場所」(at 30) であると述べている。当該事件において、特に明確に述べられた事実として、原告の年齢、前歴、他の生徒に処方薬を渡し、検査の前日に2人の生徒にマリファナを渡し、原告自身がマリファナを所持して吸ったと認めたことが挙げられる。これらのことから、十分な「合理的嫌疑」に欠けていたとは言えない (at 31)。学校制度における生徒全体の福利を守り、原告が刑事手続に入ることを防ぐために、学校職員の行為は意味があると判断した。

2つ目の事件は、前述の *Williams by Williams v. Ellington*⁶⁰⁾ で、公立学校における女性職員による女子生徒の脱衣検査が有効であるとされた。第6巡回区控訴裁判所は、検査自体は着手時において不合理ではないとした。

探している物（麻醉薬と疑われるものが入った小瓶）に照らして、個人的に侵害的な検査を行うに当たって、被告は不合理であるとは言えないとした (at 887)。

次に、T.L.O. 判決に照らして、検査の範囲が不合理でないか判断した。白い粉状の物が入った小瓶は見つからなかったが、ロッカーや鞆を調べた後、禁止品を身に隠しているのではないかと疑うのは理由があったとした。また、学校職員は学校の安全と秩序を確保するために教育裁量権を有する。議論をすすめるにあたって、*Rone* と *Williams* 判決を、脱衣検査が恣意的で範囲において不合理であるために違憲とされた *Bellnier v. Lund*⁶¹⁾ とは区別した。*Bellnier* 事件において、5年生の生徒が、コートのポケットに入れていた3ドルがなくなった。コートルームの他の衣服が探され、生徒達はポケットをからにし、靴を脱ぐように言われた。お金がみつからなかったため、クラスメイト達は教職員達に個室トイレに連れて行かれ、下着を脱ぐように言われ、服も調べられた。その後、教室に戻り、机、本、コートがもう一度調べられたが、お金は見つからなかった。検査の合理性を分析し、裁判所は、教室の誰かが盗まれたお金を持っていると信じる合理的な疑いと相当の事由があるとした。しかしながら、職員は特定の生徒が持っているとした事実はなく、修正4条の下で合理的な検査とは言えない⁶²⁾。このように、裁判所は、「禁止品または犯罪の証拠を持っていると信じる合理的な疑いが無い」と結論付け、検査を違法とした (at 54)。*Rone*、*Williams*、*Bellnier* において問題となる脱衣検査は教訓的となる。*Rone* と *Williams* では、特別な疑いが特定の生徒にかけられ、その生徒が検査されたため、職員による検査は合理的な理由があると認められた。しかしながら、検査の合理性を評価する際、裁判所は他の生徒に対する危険の可能性も重視する。*Bellnier* 事件では、「個別の嫌疑」は存在せず、検査は不合理であると判断された。ロッカーや所持品検査と下着の中の検査とは同等ではない。

T.L.O. 事件は、明確に検査を正当化する合理的な根拠、及び（または）「個別の嫌疑」は認められたが、2つ目の合理性の要因として検査の範囲は含めなかった。T.L.O. 事件において所持品検査について判断する際、最高裁は、検査の範囲は、検査手段の合理性、生徒の年齢や性別、違反行為の性質などによって定められると示唆した。

より侵襲的な検査に対する基準を適用すると、本件における脱衣検査を合理的なものとするのはできない。原告は現金を盗んだという嫌疑があり、このような行為は許されず、他の生徒に対する危険も存在するが、武器や薬の所持による危険性とは同じではない。原告の疑わしい行為は他人に対する急迫な危険もたらさないし、脱衣検査も正当化しない。T.L.O. 判決において、「合理性の基準は、生徒の利益が学校における秩序を維持するという合理的な目的を達成する必要性を侵害しないと明らかにする」⁶³⁾。「連邦最高裁は、今日、公立学校における秩序を維持する困難さを認めるけれども、学校における生徒が、プライバシーの合理的な期待を主張できないほど、状況はひどくはない。」⁶⁴⁾。

当該事件において、検査の「範囲において合理的」を超えており、違憲であると認めた (at 45, 49)。裁判所は、脱衣検査は「過度に侵襲的」であり、他の生徒の安全に急迫な危険をもたらす差し迫った状況 (exigent circumstances) にならないため、本質的に違憲であると考えた。Mark の窃盗疑惑は、脱衣検査を支持するのに必要な他の生徒に対する危険のレベルに近づいてなかった (at 49)

〈Neely 裁判官による反対意見〉 多数意見によって挙げられた先例に基づいて、反対する。原告が象を盗んだと疑われた場合、下着を探すのは「不合理」である。では、100ドルをどこに隠すことができるか？机の中では、より侵襲的でない検査によって容易に発見されるだろう。これまでの窃盗者の9割は発見されにくいところに隠している。検査が正当化されれば、隠

された禁止品を探すと合理的に考えられる検査は正当化される。こどもは大人ではない。学校は親代わり (in loco parentis) にあり、両親なら、こどもの健康、安全、道徳を保護するためにするすべてのこと、学校の正当な機能を維持するためのことを行う。「もし、学校が悪化したら、このような判決のためかもしれない」と述べた (at 49)。

(2) 検討 Redding 判決の2つの要因基準

Galford 判決は、校長によって行われた検査を、Mark のポケットや靴下の検査で始まり脱衣検査に終わる、本質的に1つの過程とみなした。そして、裁判所はT.L.O. 判決の2分枝基準で検査を評価し、着手時は正当であるが、脱衣検査をしたのは範囲においてやりすぎとした。着手時における合理性と範囲における侵襲性に着目して検査を1つの過程とみる見解は、検査の合憲性を決める手段として、2つの要因基準に加えて、Redding 判決によってとられたアプローチを挙げる。しかし、以下のような理由によって、Redding 判決はGalford 事件における脱衣検査の合法性を判断するのに、ほとんど指針を与えないのではないかと指摘もなされている。

①急迫な危険 Doe v. Renfrow⁶⁵⁾ における脱衣検査の分析、Redding 基準の合同・分離の曖昧さと同様の問題が、Galford 事件を再考する際にも明白に存在する。次のように、Galford 事件の事実は、明らかにどちらかを支持するのではなく、合同または分離どちらの基準においても Redding 判決は有益ではない。

Galford 事件において裁判所は、脱衣検査の合憲性は、検査が他の生徒の安全性を守るために必要であると示すことに基づくため、危険性の考察に集中した。そして、この見解の下、裁判所は、いかなる危険性もないという結論に達した。しかし、Redding 事件後の分析が必然的に同じ結論になるとは限らない。Redding 判決では、検査される人を含めてすべての生徒を危険から保護するというより広い利益を示し

た。しかし、Galford 判決の危険の概念は、生徒全体に対する危険を避けるという Redding 判決のそれよりも狭い。もし、特定の生徒が盗品を持っていると考えられるなら、なぜ Redding 判決の下で危険を構成することができないのかという批判も存する。金銭の窃盗では、確かに身体的害悪の危険性は認められにくい。しかし、危険は、身体的害悪の危険に限定されるのか、精神上の健康または生徒や学校の教育利益への危険を含むほど十分広いのか、明白ではない。Acton および Earls 判決は、教育過程の混乱の危険から部分的に保護するために、無差別の検査を許した。脱衣検査は明白な侵略だけでも、Acton および Earls 事件における教育利益、教育上の環境の保護を生徒に対する危険として必然的に規制することによって、Redding 事件におけるそれと区別する理由はない⁶⁶⁾。

窃盗が教育環境に危険をもたらすとすれば、次のように、Galford 事件における状況は裁判所が認めたよりもっと危険であることになる。身体的な害悪はもたらさないが、Galford の事実は、明らかに重要な法的結果の危険と学校で教育を続ける権利に危険を及ぼす。この特別な規制 (specific deterrence) は、生徒に礼儀正しさを教える利益と同様、生徒が犯罪行為を行うのを防ぐという学校の利益と一致する。盗んだ現金の所持は、特定の生徒だけでなく、学校全体にとっても「危険」である。もし、服の下に盗品を隠しても脱衣検査を免れるなら、生徒は窃盗の誘惑に屈することが多くなるであろう。他方、盗品を見つけるための脱衣検査が学校での窃盗の危険をなくすために許されるなら、窃盗傾向のある生徒を一般に制御する効果があるだろう⁶⁷⁾。

ところで、Galford 事件では、裁判所は、生徒に突然の危険をもたらす急迫な状況 (exigent circumstances) がないと判断した。しかし、Redding 事件では危険の急迫性の説明がなく、T.L.O. 事件では危険が検査を正当化し、Earls 事件では教育利益に急迫した危険がないと判断

された。当該事件においては、紛失した日に検査がなされ、生徒はずっと学校にいた。もし、検査が遅れて学外に出ることを許せば、彼は下着からお金を取り出ししていたであろう。その点では、危険と急迫な状況は早急な検査を正当化する。よって、Redding 基準の下では、盗まれた現金の所持が危険か判断するのが主要な問題であることが明らかである。本件において、多数意見は脱衣検査を正当化するほど十分危険ではないとし、反対意見はその点を批判した⁶⁸⁾。

②上述の Doe v. Renfrow 事件⁶⁹⁾ の状況とは異なり、学校権力者は着手時から Mark に「個別の嫌疑」を有していた。しかし、脱衣検査を支持する証拠は Doe 事件におけるそれより直接的ではないため、嫌疑を不合理にする。校長は Mark が 1 人で教室にいて現金を盗む機会があったという情報によって脱衣検査を行ったのであって、他の生徒にも同様の機会があったのかさらに調査しなかったということである。もし、現金を盗む機会を有する唯一の生徒だと知っていたら、Mark が現金を盗むと信じるのはもっと合理的になる。校長は Mark の過去の非行を知っていたので、他の生徒に機会があったのか調べなかったことはおそらく免責される。

検査の成果は少年司法訴訟において彼に不利な証拠として使われた。教育行政問題としてではなく、法執行目的における方が、脱衣検査を厳格に審査しなければならない。警察が Mark の脱衣検査に関わってはいないが、検査の目的は少年犯罪手続きの着手の根拠となる犯罪事実を発見することである。検査は学校職員によって着手されたが、法執行目的のために拡大されたと考えられる。

このように、Doe 事件同様、判例法は Galford 事件での脱衣検査の合憲性の判断基準としては適切とは言えない。裁判所の判断は、盗まれたお金の所持が Redding 事件の危険を構成するのか、下着に隠したと信じる十分な証拠があったのか不明確である。

Ⅲ Fewless v. Board of Education of Wayland Union Schools⁷⁰⁾

(1) 事実の概要・判旨

学校懲罰歴を有する14才のJoseph Fewlessの脱衣検査に関する事件である(at 812)。Josephに敵意をもっている4人の生徒Chet Kemp、Darin Stark、Ryan Terpstra、Kirk Blaauwは、Josephがマリファナを所持していると言っていたと副校長に告げた。Joseph Fewlessは、ポケットからdime rollを出してクラスメイトに見せたことは認めたが、マリファナを持っていると言ったことも、吸ったこともないと否定した。副校長は、彼のスポーツバッグやポケットを調べたが、マリファナは見つからなかった。後日、教師は副校長に、生徒がJosephはマリファナを「尻の割れ目」に隠していると言っていたと報告した(at 810)。州警察官で学校の安全職員であるMedendorpと情報を共有した。カフェテリアでJosephは副校長を見て逃げ出したため、副校長は疑惑を確信し、Josephを部屋に連れて行った。Josephは、薬物を学校に持って来ていたのはPaul Kiryであり、自分は持っていないと主張した。所持品検査をしたが発見されず、Josephは服の下に何も隠していないと否定したが、脱衣検査をされた。副校長の命令に従ってパンツを下ろし、職員はショーツのウエストゴムをひっぱって、はだかの臀部を調べたが、何も見つからなかった。両親が学校に呼びだされた。

Joseph Fewlessは、注意欠陥障がい(ADHD)と診断され、心身の障がい児(POHI)として教育をうけるのが適当と判断された。注意欠陥障がいとは衝動的行動や適切な社会判断の欠陥を典型的に含む。Josephは、授業中に席をたつような問題が長年見られた。しかし、薬物の問題を起こしたことはなく、2回目の検査の前には、副校長もそのことを知っていた。校外ではマリファナを使用または所持していたと主張したが、副校長がそのことを知っていたという証拠はない。

Josephの両親PatrickとSherri Fewlessは息子の代理で、Wayland連合校の教育委員会、Thomas Cutler副校長、Larry Medendorp州警察官、Jack Deming校長、Thomas Tarnutzer理事長に対して、42 U.S.C. §1983に基づき、脱衣検査は連邦憲法修正4条違反であると主張して訴訟を提起した。

Cutler副校長やMedendorp警察官に対する修正4条違反主張で略式判決に勝つためには、原告は、Josephの修正4条の権利が侵害されたこと、限定的免責に値しないことを主張しなければならない。学校職員は、州職員として憲法上の制限対象になる⁷¹⁾。よって、CutlerとMedendorpは、Josephが検査に同意したか、あるいは、検査が「合理的であった」と示すことによって、Josephの修正4条に基づく権利が侵害されていないと主張できるが、両方とも証明できなかった。そのうえ、限定的免責も否定され、略式判決も認められなかった(at 812-13)。

A. Josephは脱衣検査に同意したか

生徒が自由に自発的に同意したのであれば、検査は憲法上許される⁷²⁾。自発性は、検査される箇所と疑惑の詳細を含む状況全体から判断されるべきである。まず、最高裁は、生徒の年齢、知能、教育を含む、検査対象者の特徴を検討すべきである。同意を拒否する権利を理解しているか、憲法上の権利を理解しているか⁷³⁾。2つ目に、拘束されていた時間の長さや性質、威圧的または処罰行為の使用を含むか等、拘束の詳細を考えるべきである⁷⁴⁾。さらに、個人の判断に影響を与える強制の徴候を検討すべきである⁷⁵⁾。

第6巡回区控訴裁判所は、憲法上の権利を放棄したという推定の根拠があると述べた⁷⁶⁾。同意の問題を法廷で争う際、原告が憲法上の権利を自発的に放棄したと被告が主張しなければならない。同意は、明白な証拠によって証明されなければならない、同意は明白で理性的に強制ではなく、なされなければならない⁷⁷⁾。

被告は14才のJoseph Fewlessにマリファ

ナ所持の疑いについて尋ねたところ否定された。さらなる検査に同意するか尋ねられた時、Josephは何も隠していないと主張した。Medendorp 警察官が来る前、JosephとCutler副校長だけの時は脱衣検査をせず、Medendorpが来たときに、CutlerはJosephが「ズボンをおろす」ことに同意したと言った。Medendorpは、Josephに脱衣検査を拒否できること、職員を外に出すことを告げたが、両親に電話をして話してもらうこと、教室に戻ることを許してもらえるかについては、告げなかった。両親に連絡されず、持ち物やポケットの検査をされた。Josephは特別な教育を受けており、ADHDである。

とりわけ、提案された検査範囲、侵害的なタイプの脱衣検査、すなわち、パンツを下ろされること、ボクサーパンツを引っ張られ、尻の割れ目まで検査されるとは説明されていなかった。Josephは、警察の留置に似た状況にいたが、両親、カウンセラーまたは弁護人のような彼を庇護する人に話す機会を与えられなかった。同意するまで教室に帰してもらえないと感じる状況でもあった。よって、彼は明白な同意を与えていないと判断された (at 813-15)⁷⁸⁾。

B. 脱衣検査が修正4条の下、合理的であったか
裁判所は以下のように述べて、脱衣検査はT.L.O.の2つの分枝、着手時に正当であることも範囲において合理的であることもないと判断した (at 815-816)。

法律や校則を破ったという「合理的嫌疑」によって正当化されるなら、検査は修正4条の範囲内である。「連邦最高裁判決で繰り返し確認されてきたように、この修正条項の根本的な目的は、公務員による恣意的な侵害に対してプライバシーや安全を守ることである」⁷⁹⁾。第6巡回区控訴裁判所は、「生徒が違法の薬を所持または使用しているか検査すること、立証されたら適切な処置をとることは、学校権力者の積極的な義務である」⁸⁰⁾。生徒のプライバシーの利益と教師や管理者の学校秩序を維持する実質的な必要性との調整は、検査の対象者が法律に違

反したまたは違反していると信じる「相当の事由」に検査が基づくべきという要求に、厳格には執着しない。よって、連邦最高裁は2分枝テストを示したので、「合理的嫌疑」と範囲の点で検査の合理性を検討することになる⁸¹⁾。

前述のWilliams by Williams v. Ellingtonにおいては⁸²⁾、疑惑者と通告者の間に憎しみがなく、通告者Gingerの母親からの電話、教師からの指摘もあった。そして、教師もMichelleの様子がおかしかったと述べている。校長はそれらの情報を確かめるために行動に出たのである。また、Widener v. Fryeにおいて、特定の生徒からマリファナのおいがしたり、マリファナ使用者のように眠そうで不満足な説明しかなかったため、ジーンズのみ下ろすように言ったことは、マリファナ使用や、他の生徒への販売を信じるより確かな証拠があると認められた⁸³⁾。

次のように、脱衣検査はT.L.O.事件の2つの分枝、すなわち、着手時に正当であるとも範囲において合理的であるとも言えないとした (at 815-816)。脱衣検査は鞆やポケットの検査とは、修正4条の侵害の点で異なるとし、所持品検査から脱衣検査にすすむのは正当化されなかった。そのことを示すために、裁判所はCales v. Howell Public Schools⁸⁴⁾を挙げた。この事件では、日中、車の後に隠れていた女子生徒が学校の保安委員に見つかった。名前も偽名を告げたため、副校長室に連れて行かれた。学校職員は、違法薬物を持っていると考えて、女子生徒を検査した。ポケットを空にし、ジーンズを脱ぎ、女子職員によってブラジャーの内側を調べられた。裁判所は、薬物を持っているという「合理的嫌疑」は存在していなかったと判断した。ずる休み、ホイールキャップの窃盗、日中にボーイフレンドと会うなど素行は良くなかったが、薬物を持っていると示す証拠はないと判断された。薬物をめぐる学校での脱衣検査が問題となったWilliams事件⁸⁵⁾において、第6巡回区控訴裁判所は、学校の検査が合憲であると判断し、学校職員に限定的免責を認め

たが、状況は当該事件とは非常に異なっている。Williams 事件でとられた範囲で、検査を求めない事件が他にも数多くある。Williams 判決は、憲法上の保護と一致する限りにおいて、警察官のように、学校職員は効率性と迅速な裁量権を必要とするとした⁸⁶⁾。

当該事件においては、脱衣検査を正当化するほど、「合理的嫌疑」は十分ではなかった。Joseph に憎しみをいだく生徒からの情報の適正さは、「合理的嫌疑」の根拠としては適切とは言えまい。このような情報は脱衣検査のための根拠としては足りず、状況は匿名者からの情報と類似している (at 816)。副校長はこれらの動機を知っていたので、マリファナの臭いといった補強証拠がないなら情報の信憑性に躊躇すべきであった。Joseph に悪意を抱いていない他の生徒が証言を補強するなど、脱衣検査を支えるために「合理的嫌疑」があるか調査をしなかった (at 817)。そのうえ、Joseph の両親に電話をしなかった、ロッカーを検査するような「より制限でない他の選ぶ手段」をなさなかった (LRA 基準) (at 817)。

このように着手時に脱衣検査を正当化できず (第1分枝)、そのうえ検査は範囲において不合理な侵害である (第2分枝)。下着の中に隠していないか検査するためには、下着のウエストゴムを引っ張ってのぞくより、もっとより侵害的でない手段がとられなかったために不合理である。よって、潜在的な悪い動機のために、情報提供者の信用性の疑問、補強証拠の欠如、より過激でない他の選ぶ手段を使い果たさなかったことは、「非常に侵害的で屈辱を与える検査」と認め違憲とした。

(2) 検討

(i) 脱衣検査の憲法上の分析をする際に、Redding 基準が T.L.O. 基準を補うと仮定するならば、2つの要因、着手と範囲の基準により、検査が合憲であると満たされなければならない。Fewless 事件において、裁判所は、鞆やポケットの許される検査と、着手において正当ではな

く範囲において不合理な脱衣検査の2つの異なる検査とみる。しかし、現実の問題として、1つの検査か2つの検査かは大差ない。なぜなら、検査行為が T.L.O. のどちらかの分枝をクリアしなければ、検査は必然的に違憲となるからである。Fewless 事件において、着手時に、鞆とポケットの検査を正当化するのに十分根拠となる理由について、何の説明もなかった。このような正当性を何も見つけず、裁判所は、Joseph は服の下にマリファナを隠していると信じるのに「不十分な嫌疑」(Redding の2番目の要因) に集中し、マリファナによって予測される危険 (Redding の1番目の要因) について何も言及しなかった。もちろん、Redding 基準に照らして Fewless 事件を分析するには、Redding 判決の両要因に注意しなければならない。

(ii) Fewless 事件において問題となった禁止品はマリファナであった。Doe 事件の初期の理論によると、学校における危険が Redding 事件で言うところの危険をつくるかもしれない。もしそうなら、Fewless 事件の脱衣検査は、十分な理由がなくても、Redding 基準の分離バージョンの下で合憲となるだろう⁸⁷⁾。

(iii) Doe 事件における着手時の侵害とは異なり、Galford 事件と同様、Fewless 事件の学校職員は、校則違反者として Joseph に「個別の嫌疑」を有する。そのうえ、服の下に隠された疑いの証拠がより侵害的でない検査の過程を通して推論される他の2つの事件とは異なり、Joseph の脱衣検査をする嫌疑は、服の下に隠したと特に示す証拠に基づいていた。もちろん、このような証拠のみで、脱衣検査が必然的に合理的であるとはならない。3つの事件における検査の合理性は、証拠の信頼性によって決められなければならない。

Fewless 事件における証拠の信頼性は、2人の生徒の証言の信憑性による。もし、状況を総合的に考えて、証言が内容・量ともに十分信用できるものであれば、「合理的嫌疑」を満たすと裁判所は認めた⁸⁸⁾。このような基準は、学

校職員の行為の合法性を判断する際の要因として、生徒が下着に証拠を隠していると信じる理由があるという Redding 判決の範疇にある。Redding 判決は合理的な信頼性の判断指針を示さず、裁判所にアドホックな判断をする広い裁量権を残した。Fewless の時代には、生徒の情報だけでは「合理的嫌疑」をもたらさないが、相当の事由判断が何であれ、脱衣検査への「合理的嫌疑」が存在するように思えたという見解も存する。Joseph に憎しみをいだいていた生徒の情報は疑わしいという裁判所の判断は疑問視されている⁸⁹⁾。裁判所が指摘したように、「匿名の」情報者とはみなされないが、学校職員に虚偽の情報を与えれば、懲罰を受ける危険がある。そのうえ、情報の信頼性は、薬の所持を Joseph が否定することによって、深刻な問題にはならなかった。

最後に、副校長が「より制限的でない他の選びうる」検査をすべきであった (LRA 基準) という要求は、一般にこのような要求を課すのをいやがる最高裁と争うことになる。Redding 判決がこの問題にふれなかったために、有効な脱衣検査の前提条件としてこのような要求が存在すると信じる理由はない。

Doe や Galford 事件におけるように、「合理的嫌疑」の判断は Redding 判決の後でさえ明白になったとは言えない。マリファナの所持が Redding 基準の危険性を満たすのか、生徒の情報が下着の下にマリファナを隠したと信じる十分な証拠となるかについては、分離または合同どちらの Redding 基準下においても、明白な結論に達することはできない。

IV 小括

Redding 判決は T.L.O. 判決の 2 分枝基準を補った。しかしながら、脱衣検査については、疑問は残ったままである。例えば、Redding 判決は、上着や鞆の検査から脱衣検査にすすむには、危険または下着に隠しているという「合理的嫌疑」がなければならぬとした⁹⁰⁾。「危険の合理的嫌疑」に値するのはどういう場合か。

Souter 裁判官は、少量の処方箋の鎮痛剤なので、高い危険の嫌疑はなかったと示した。もし、同じ強さの薬が大量だった場合、または、同じくらいの量のより強い薬の場合には、十分な危険に値するのか明らかではない⁹¹⁾。

また、他の生徒からの情報が「合理的嫌疑」を作り出せる程度も、解決されていない。Redding 事件においては、1 人の学生 Marissa の情報によるところが大きい。生徒からの情報—または疑われた生徒の否定—の信憑性を考える際に生徒の学問的記録、過去の懲戒歴といった要因などは考慮されるべきだろうか。例えば、Redding 判決における Stevens 裁判官の分離意見は Savana を優等生と述べたことを根拠に⁹²⁾、そうすべきだという主張も存する⁹³⁾。

さらに、T.L.O. 判決でも Redding 判決でも示されていないが、もし、検査が学校管理者ではなく、学校に配置された警察被雇用者のような職員によってなされたなら、基本的な分析が変わる程度である。裁判所は、T.L.O. 基準が適用されるべき場合に、学校財源職員が学校職員の方針で検査を行ったのか、伝統的な修正 4 条が適用されるべき場合に、警察署の命令で警察官として事実上行動したのかが鍵となると述べた。前者の場合は「合理性の基準」(reasonableness standard) が⁹⁴⁾、後者の場合は「相当の事由」(Probable cause) が適用されるとすべきであろう⁹⁵⁾。

連邦最高裁は課外活動に参加している学生全員に対するランダムな薬物検査を合憲とした。では、課外活動に参加していない学生も含めた全員に対するランダムな薬物検査に、適用することができるであろうか。Vernonia 判決も Earls 判決も多数意見はこの問題には触れていない。Earls 連邦最高裁判決の反対意見の中で、Breyer 裁判官がこの問題に触れ、すべての学生に適用されたなら異なった判決を下したと示唆すると述べた⁹⁶⁾。

おわりに

アメリカ連邦最高裁判所は、学校における生

徒の検査について、これまで T.L.O. 判決、Redding 判決などを下し、一応の指針を示してきた。しかし、問題となっている禁止物の種類・分量、搜索・検査の対象者の範囲、年齢・性別、検査の方法等、実際の事件はそれぞれ多少要因が異なるために、最高裁判決がどこまで基準となり得るのか、また、より具体的な判断基準はどうか、さまざまな疑問が生じ、下級審の間にも不一致が生じている。それらを判断するに当たって、連邦最高裁判決を改めて検討し、理解することが必要となる。学校が生徒を検査するためには、「相当の嫌疑」までは必要ではなく「合理的嫌疑」でたり得る。では、合理性を判断するためには、着手時における合理性と検査手段の範囲の合理性、両方を必要とするのか。どのような場合に合理的と認められるのか。単なる所持品検査と脱衣検査では合理性のハードルが異なるのか等々、検討しなければならない。そして、学校は、学校の秩序を守るため、他の生徒に危害が及ぶことを防ぐため、対象となっている生徒自身の利益を守るため等々、どういった利益を求めために生徒を検査することが許されるのか、といった根本的な問題を再確認することも必要となろう。

本稿において、T.L.O. 判決から Redding 判決までの期間をくぎって、控訴審判決を中心とした下級審判決を概観し、連邦最高裁判決、検討を試みた。

注

- 1) 469 U.S. 325 (1985). 生徒の搜索の修正 4 条に基づく合法性は、すべての状況下での搜索の合法性による (at 341)。学校検査の合法性を判断するには、2つの問題が含まれる。①着手時に正当であること、②検査を正当化する状況の範囲内で合理的に関係すること (at 341-342)。
- 2) 515 U.S. 646 (1995).
- 3) 536 U.S. 822 (2002). 拙稿「公立学校における薬物検査の合憲性—アメリカ合衆国判例を契機として—」『同志社女子大学学術研究年報』第 57 巻 (2006 年) 19 頁。

- 4) 557 U.S. 364, 129 S.Ct. 2633 (2009). 拙稿「学校における所持品検査の合憲性—Safford Unified School District #1, et al. v. Redding—」『同志社女子大学学術研究年報』第 66 巻 (2015 年) 9 頁。
- 5) 936 F.2d 881 (6th Cir. 1991).
- 6) 991 F.2d 1316 (7th Cir. 1993).
- 7) 436 U.S. 658, 694 (1978).
- 8) City of Oklahoma City v. Tuttle, 471 U.S. 808, 823 (1985). 「少なくとも、政策と特定の憲法上の違反との間には積極的な関連性があるに違いない」
- 9) 448 F.3d 591 (2d Cir.2006).
- 10) Phaneuf, 330 F.Supp. 2d at 75, 77 (1985).
- 11) N.G. v. Connecticut, 382 F.3d 225.
- 12) 448 F.3d at 596 (citing, Cornfield, 991 F.2d at 1321).
- 13) 115 F.3d 821 (11th Cir. 1997)
- 14) Title VII of the Civil Rights Act of 1964, 42 U.S.C. §2000(d)
- 15) Title IX of the Education Amendment of 1972
- 16) The United States District Court for the Northern District of Alabama, No. 94-PT-739-E
- 17) 95 F.3d 1036 (1996)
- 18) 115 F.3d 821 (11th Cir. 1997).
- 19) Jenkins, 115 F.3d at 827 (citing T.L.O., 469 U.S. at 342)
- 20) 323 F.3d 950 (11th Cir. 2003)
- 21) the United States District Court for the Northern District of Georgia, D. C. Docket No. 97-01517-CV-JEC-1
- 22) Thomas v. Roberts, 261 F.3d 1160 (11th Cir. 2001).
- 23) 536 U.S. 730 (2002).

受刑者は、刑務所の看守を相手に、定期的な水分補給やトイレ休憩なしで 7 時間、つなぎ柱に手錠でつながれていたことにより、第 8 修正および第 14 修正の権利が侵害されたと主張して訴訟を起こした。アラバマ北部地区の地裁はサマリージャッジメントを認め、(No. 96-02968-CV-BU-S)、第 11 巡回控訴裁判所もそれを確認した (240 F.3d 975)。裁量上訴 (Certiorari) が認められた。最高裁判所、ステューブンス判事による判決：(1) 刑務所の看守は、被収容者がすでに落ち着いたにもかか

- ならず、破壊的な行動のために手錠で支柱につ
ないだことにより、被收容者は第8修正に違
反して残酷で異常な罰を受けた。(2) 限定的
免責 (qualified immunity) のためには、職員
は、自分の行為が新規の事実状況において確立
された法律に違反していると知っている必要が
ある。(3) 第11巡回区控訴裁先例、すなわち、
アラバマ州矯正局 (ADOC) 規制とつなぎ柱の
使用は、憲法上の瑕疵 (constitutional
infirmity) であると ADOC に知らせる司法省
(DOJ) の通知に照らして、アラバマ刑務所警
備員は限定免責に値しない。
- 24) Thomas v. Roberts, 536 U.S. 953 (2002).
25) Vernonia Sch. Dist. 47J v. Acton, 515 U.S.
646 (1995).
26) Anderson v. Creighton, 483 U.S. 635 (1987).
27) 本稿本章 (2) 参照。
28) 402 F.3d 598 (6th Cir. 2005) 本稿第1章3(ii)
29) 515 U.S. 646, 654-663 (1995).
30) Beard, 402 F.3d at 604.
31) 604 F.3d 977 (2010).
32) 402 F.3d 598 (6th Cir. 2005).
33) T.L.O., 469 U.S. at 337-38.
34) Beard, 402 F.3d at 604.
35) Doe ex rel. Doe v. Little Rock Scho. Dist., 380
F.3d 349, 3534 (8th Cir. 2004).
36) Beard, 402 F.3d at 606
37) Id. at 605.
38) Ybara v. Illinois, 444 U.S. 85, 91 (1979).
39) 402 F.3d at 605.
40) Harlow v. Fitzgerald, 457 U.S. 800, 818
(1982).
41) Anderson v. Creighton, 483 U.S. 635,
640(1987)
42) Martin R. Gardner, *Strip searching Students:
The Supreme Courts Latest Failure to
Articulate a "Sufficiently Clear" Statement of
Fourth Amendment Law*, 80 Miss.L.J. 955
(2011) に従って、理論を展開した。
43) 475 F.Supp. 1012 (N.D.Ind.1979), *aff'd per
curiam*, 631 F.2d 91 (7th Cir. 1981), *cert.
denied* 451 U.S. 1022 (1981).
44) Martin, *supra* note 42 at 989.
45) Martin R.Gardner, *Sniffing for Drugs in the
Classroom-Perspectives on Fourth
Amendment Scope*, 74 NW. U.L.Rev. 803
(2011).
46) 690 F.2d 470 (5th Cir. 1982).
47) 192 F.3d 1260 (9th Cir. 1999).
48) 515 U.S. 646 (1995).
49) 536 U.S. 822(2002). 拙稿「公立学校における
薬物検査の合憲性—アメリカ合衆国判例を契機
として—」『同志社女子大学 学術研究年報第
57巻』(2006年) 19頁等参照。
50) *See, e.g., Horton ex rel. Horton v. Goose
Creek Indep. Sch. Dist.*, 690 F.2d 470, 481-
82 (5th Cir. 1982).
51) Martin, *supra* note 42, at 991-992.
52) *In re Gault*, 387 U.S. 1, 23-24 (1967); *Earls*,
536 U.S. at 838 (Breyer, J., concurring).
53) Martin, *supra* note 42, at 997-999 (*New
Jersey v. T.L.O.*, 469 U.S. 325, 342 n.7
(1985)).
54) *Id.* at 999.
55) 189 W.Va.538, 433 S.E. 2d 41 (1993).
56) 175 W.Va.598, 336 S.E. 2d 728 (1985).
57) *New Jersey v. T.L.O.*, 469 U.S. 325, 340
(1985).
58) *State v. Joseph T.*, 175 W. Va. 598 (1985).
59) 655 S.W.2d 28 (Ky. App.1983).
60) 936 F.2d 881 (6th Cir. 1991). 本稿第1章 (1)
(i) 参照。
61) 438 F.Supp.47 (N.D.N.Y.1977).
62) *See, e.g., Terry v. Ohio*, 392 U.S. 1, 88 S.Ct.
1868, 20 L.Ed.2d 889 (1968).
63) *T.L.O.*, 469 U.S. at 343.
64) *Id.* at 338.
65) 本稿本章1参照。
66) Martin, *supra* note 42, at 1002-1003.
67) *Id.* at 1003-1004.
68) *Id.* at 1004-1005.
69) 本稿第3章I参照。
70) 208 F.Supp.2d 806 (W.D.Mich.2002).
71) *Tarter v. Raybuck*, 742 F.2d 977, 981(6th Cir.
1984).
72) *Schneckloth v. Bustamonte*, 412 U.S. 218,
226(1973).
73) *United States v. Jones*, 846 F.2d 358, 360 (6th
Cir. 1988).
74) *Schneckloth*, 412 U.S. at 226.
75) *United States v. Watson*, 423 U.S. 411 (1976).
76) *Tarter v. Raybuck*, 742 F.2d 977 (1984).

- 77) *Unite States v. Williams*, 754 F.2d 672, 674–75 (6th Cir. 1985). *Schneekloth*, 412 U.S. at 228.
- 78) *Williams*, 754 F.2d at 674–75.
- 79) *Camara v. Munichipal Court*, 387 U.S. 523, 528(1967), *cited* *Tarter*, 742 F.2d at 981.
- 80) *Tarter*, 742 F.2d at 982.
- 81) *T.L.O.*, 469 U.S. at 341–342.
- 82) 本稿第1章(1)(i)参照。
- 83) *Widener v. Frye*, 809 F.Supp. 35 (S.D.Ohio 1992). 他にも *Cornfield*, 991 F.2d 1316, 1319, 1322 (7th Cir. 1993). 本稿第1章(1)(ii)参照。
- 84) 635 F.Supp. 454 (E.D. Mich. 1985).
- 85) 936 F.2d 881, 882 (6th Cir. 1991). 本稿第1章(1)(i)参照。
- 86) *Id.* at 886.
- 87) 557 U.S. at 376–378.
- 88) *Fewless ex rel. Fewless v. Bd. of Educ.*, 208 F.Supp. 2d 806, 818 (W.D.Mich. 2002).
- 89) *Martin*, *supra* note 42, at 1014.
- 90) *Redding*, 557 U.S. at 377–379 (majority oppinion).
- 91) *Id.* 557 U.S. at 376–377 (noting that the pills were common painkillers “equivalent to two Advil, or one Aleve”).
- 92) *Id.* 557 U.S. at 380–382 (Stevens, J., concurring in part and dissenting in part).
- 93) Emily Gold Waldman, *Students Fourth Amendment Rights in Schools: Strip Searches, Drug Tests, and More*, 26 *TOURO L.REV.* 1131, 1138–39 (2011)。
- 94) *Shade v. City of Farmington, Minn.*, 309 F.3d 1054, 1061 (8th Cir.2002).
- 95) *Patman v. State*, 537 S.E.2d 118, 119, 120 (Ga.Ct.App.2000). *See, e.g., Wilson v. Cahokia Sch. Dist. No.187*, 470 F.Supp.2d 897, 910 (S.D.Ill.2007). *Martin, supra note 42*, at 1143–44
- 96) 「テスト計画は学校全体をテストの対象とすることを避ける。それは、良心的拒否者のためにオプションを維持する。重大な、しかし、学校からの追放ほど厳しくない代償（不参加）を支払っている間、テストを拒否できる。」*Earls*, 536 U.S. at 841 (Breyer, J., concurring)。
- 連邦最高裁の判事は2002年に4人の裁判官 (Roberts (2005)、Alito (2006)、Sotomayor (2009)、Kagan (2010)) が代わっている。(アンソニー・ケネディ(中庸) クラレンス・トーマス(保守) ルース・ギンズバーグ(リベラル) スティーブン・ブライヤー(リ) ジョン・ロバーツ長官(保) サミュエル・アリート(保) ソニア・ソトマイヨール(リ) エレナ・ケイガン(リ))。裁判官が代わると、判決も変化するであろうと言われている。